

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月12日
【会社名】	株式会社チノー
【英訳名】	Chino Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 荻 谷 嵩 夫
【本店の所在の場所】	東京都板橋区熊野町32番 8 号
【電話番号】	東京03 (3956) 2111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	社長室長 斉 藤 卿 是
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区熊野町32番 8 号
【電話番号】	東京03 (3956) 2111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	社長室長 斉 藤 卿 是
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成28年5月12日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社が平成21年1月に完全子会社化したCHINO Corporation India Private Limitedは、当期においてインド市場における競合他社との価格競争の激化、営業力不足等により業績が悪化し、同社株式の実質価額が著しく低下したため、平成28年3月期個別決算において同社株式の減損処理を実施し、子会社株式評価損として特別損失に計上いたします。

なお、インドにおける当該事業については、これからのインド市場の経済発展を見込み、現地適合商品の投入拡大、販売戦略の再構築等を図り、新たな事業展開を進めてまいります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成28年3月期の個別決算において、子会社株式評価損として430,784千円を特別損失として計上いたします。

（なお、個別決算において上記の減損処理を行うことに伴い、連結決算においては同社に係る「のれん」の一時償却として59,590千円、および同社所有の有形固定資産の評価損として44,366千円、合計103,957千円を減損損失として特別損失に計上いたします。）

以 上